格付規定（小分け業者）記載例

１　格付の表示に関する事項

　（１）格付けの再表示を確実にする方法について記載する。

　　①ＪＡＳマークの表示の方法を明確にしておく。それぞれの小分け対象により異なる場合は、どの段階でＪＡＳマークを貼るのか明確にしておくことが望ましい。

　　　・小分け前に使用する包装資材にあらかじめ印刷又は貼付しておくのか、小分け完了後にシールを貼るのかなど

　　②小分け完了後、出荷又は販売までの間に格付表示担当者が小分け管理記録の検査を実施

　　③小分け行程の検査に合格したものは、出荷又は販売を許可。不合格なものは表示の抹消、除去などの処置をとることを明確にしておく。

　（２）表示の作成及び管理

　　①格付けの表示に当たって、ＪＡＳ００１０の箇条５に規定する規格及び食品表示基準に基づき実施することと、ＪＡＳマークの作成に当たっては、事前に認証機関からデザイン原版を入手するか、認証機関からシールを購入するなど、確実な表示ができるよう明記しておく。

　　②ＪＡＳマークの管理の方法（管理責任者、保管方法、証票管理記録の作成）を明確にし、作成枚数、使用枚数、在庫枚数などの在庫管理の徹底が図れるよう明記する。

　　③格付けの表示のある箱等を再利用する場合は、格付の表示の抹消又は除去を明確にしておく。

２　格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

格付されたノウフク食品又はノウフク観賞用の植物（以下「ノウフク食品等」という。）については、管理記録などにより、出荷及び在庫の管理の徹底を図るとともに、格付後に非ノウフク食品等として出荷したものや、出荷せずに廃棄・処分（縁故・自家消費等を含む）ものについての管理についても的確に実施する。

万が一、ノウフク食品等でなくなった場合は、格付を解除し、表示を抹消することを明確にしておく。この場合、こうなった原因と格付を解除した数量などの処置の記録を残しておくこと。

３　出荷後にJAS００１０に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

出荷後にJAS００１０に不適合である荷口が存在することが明らかとなった場合は、格付担当者は、該当するノウフク食品等の品目、取引先（又は出荷先）、出荷数量を把握し、取引先へ通知し、以下の対応を行うとともに、生産行程管理責任者にもその旨連絡する。

①ノウフク食品でなくなった旨を通知し、ノウフクJASマークの除去、在庫がある場合はノウフク食品等として扱わない旨の指示を行う。

②不適合となった荷口については、回収を行うほか、既に消費者に販売していた場合は、ノウフク食品等でなくなった旨の掲示を取引先に依頼し、返金等の対応を取引先に指示する。

　　なお、不適合となった荷口については、ノウフク食品等の品目、数量等を必ず記録に残す。

③小分け責任者は、認証機関に、出荷後にJAS００１０に不適合となった荷口の発生や対応内容について報告する。

４　苦情処理に関する事項（内部規定に準ずる）

５　内部監査に関する事項（同上）

６　マネジメントレビューに関する事項（同上）

７　改善に関する事項（同上）

８　格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

格付に係る記録等は以下の通りとし、保存期間については、消費するまでの期限が１年未満の食品については出荷の日か２年間、消費するまでの期限が１年以上の食品等については出荷の日から３年間とする。また、毎年度（前年４月から翌年３月）の格付実績等を取りまとめ、認証機関が定める期日までに格付実績記録の報告を行う。

　　　①　作成する記録：仕入れ等整理表、小分け管理記録、証票管理記録

　　　②　保存する記録：JASマーク購入又は印刷記録、出荷伝票等

９　格付の表示の実施状況についての認証機関による確認の業務の適切な実施に関し必要な事項

　　 毎年度（前年４月から翌年３月）の格付表示実績等については、格付表示実績報告書に取りまとめ、認証機関が定める期日までに提出するほか、年次監査等において、検査員から格付に係る確認検査を求められた場合は、検査員の指示に従い、格付表示記録等の提示を行う。